## 摂 津 市 議 会

# 民生常任委員会記録

令和4年12月5日

摂 津 市 議 会

### 民生常任委員会

### 12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、	1
審査案件	
開会の宣告	-3
委員会記録署名委員の指名	-3
議案第50号所管分の審査 質疑(南野直司委員、森西正委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員、松本暁彦委員)	
議案第53号の審査 質疑(藤浦雅彦委員、増永和起委員)	-21
議案第55号の審査 質疑(藤浦雅彦委員)	-24
議案第54号の審査	-25
議案第62号の審査 質疑(南野直司委員、藤浦雅彦委員、森西正委員、増永和起委員、松本暁彦委員)	
議案第61号の審査	-30
議案第65号の審査 質疑(南野直司委員、藤浦雅彦委員、森西正委員、増永和起委員、松本暁彦委員)	
採決	-35
閉会の宣告	-36

#### 民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和4年12月5日(月) 午前10時 開会 午後1時39分 閉会

- 場所
  第二委員会室
- 1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 松本暁彦 委 員 藤浦雅彦 委 員 南野直司 委 員 森西 正 委 員 増永和起

- 1. 欠席委員なし
- 1. 説明のために出席した者

市 長 森山一正 副市長 奥村良夫 生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 松方和彦 同部理事 荒井陽子 生活環境部次長兼自治振興課長 丹羽和人 同部参事兼環境業務課長 安田信吾 保健福祉部参事兼生活支援課長 木下伸記 同部参事兼国保年金課長 谷内田 修 市民課長 森口雅志 産業振興課長 鈴木 誠 環境センター長 三浦佳明 保健福祉課長 浅尾耕一郎 高齢介護課長 真鍋伸也 障害福祉課長 飯野祐介 国保年金課長代理 畑原陽介

- 1. 出席した議会事務局職員 事務局長 橋 本 英 樹 同局主幹兼総括主査 香 山 叔 彦
- 1. 審查案件(審查順)

議案第55号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第62号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件 議案第61号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部 を改正する条例制定の件 議案第65号 茨木市と摂津市におけるごみ処分事務の委託に関する協議の件 (午前10時 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生 常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。森山市長。

○森山市長 おはようございます。

各委員には、師走、何かとお忙しいと ころ、民生常任委員会をお持ちいただき まして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審議をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○香川良平委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に 配付しています案のとおり行うことに異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そ のように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩) (午前10時3分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第50号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

今回の補正予算につきましても、新型 コロナウイルス感染症対策、あるいは物 価高騰対策、非常に大事な補正予算が組 まれております。3点だけ質問させていただきます。

1点目、25ページです。生活保護システム改修委託料528万円の中身、内容について、お聞かせいただきたい。

それから、27ページの発熱外来体制 整備補助金750万円についてです。

この内容についてお聞かせいただきたい。一つは対象期間であったり、医療機関は公表をまだできないと思いますけれども、どれぐらいの医療機関が候補に挙がっておるのか。また、補助金制度の中身についてお聞かせいただきたい。

次に3点目です。31ページ、中小企業等物価高騰対策支援金2億8,000 万円についてです。

この事業の中身、内容です。対象事業者、支給額、対象事業者数等々、詳細についてお聞かせいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 それでは答弁を求めます。

木下部参事。

○木下保健福祉部参事 生活保護システムの改修委託料の中身について、ご説明を申し上げます。

医療保険制度におきまして、資格確認 を従来の保険証で確認する方法から、オ ンラインで実施するオンライン資格確認 の導入を国が進めておりますけれども、 その一環といたしまして、生活保護制度 におきましても、令和5年度中に医療扶 助オンライン資格確認を導入すること が、国の方針となっております。

今回の補正につきましては、導入に必要な経費のうち、システム改修に係る予算をお願いするものでございます。

10分の10の国費を見込んでおりま

して、歳入においても、歳出と同額を計 上させていただいておるところでござい ます。

医療扶助オンライン資格確認の導入後は、市が登録した生活保護の資格情報を、医療機関がオンラインで確認して請求するという流れになってまいります。

補正予算の議決をいただきましたら、 国の示すシステムの要件に基づきまし て、資格情報などを切り出す機能を、生 活保護システムに追加する改修を、年度 内に行いたいと思っております。

また次年度、令和5年度におきまして も、資格情報を送信するための仕組みを 構築するための予算計上をお願いしたい と思っております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問に 答弁をさせていただきます。

発熱外来体制整備補助金のお問いでご ざいましたけれども、この補助金を設け ました経緯と申しますのが、10月下旬 に大阪府知事から、市町村ごとの発熱外 来体制の整備の要請がございました。

これは、季節性インフルエンザとコロナウイルスの同時流行、あるいはコロナウイルスの第8波に向けた体制ということで、市町村ごとに医療機関、発熱外来を整備するよう要請があったものでございます。

対象の期間といたしまして、11月の中旬から2月の中旬までという当初の要請がございまして、今回、整備に関する補助金を設けさせていただこうとしているものでございますけれども、この期間に、日曜日、祝日、あるいは年末年始の期間に発熱外来を開設される医療機関に

対する補助ということで、設けさせていただこうといたしております。

対象となる医療機関は、この間に発熱 外来診療・検査を行った市内の医療機 関、補助金の制度といたしましては、診 療時間ごとに異なる想定をいたしており ますけれども、6時間以上の開設をされ た医療機関には、1日10万円、3時間 以上6時間未満で5万円、1時間以上3 時間未満で2.5万円を想定いたしておりまして、これに年末年始については、 その1.5倍ということで加算を設けさせていただこうというものでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 3点目の31ページ、中小企業等物価高騰対策支援金について、中身をご説明させていただきます。

この事業につきましては、摂津市内に 事業所を有する中小企業者、法人につき ましては1事業所当たり10万円、個人 事業主につきましては5万円の支援金を 給付するものでございます。

事業者数につきましては、統計法に基づく基幹統計調査でございます、経済センサスから、事業者数を引っ張ってきておりまして、法人につきましては、約2,300事業者、個人事業者につきましては、約1,000事業者を見込んで、予算を計上しております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 生活保護システム改修 委託料について、ご答弁いただきまし た。資格情報が医療機関においてオンラ インで見れるということでございます。

この場合、マイナンバーカードを利用 してと認識しますけれども、その辺お聞 かせいただきたい。

2点目の発熱外来体制整備補助金について、対象期間と制度の中身についてご答弁いただきました。

医療機関等々決まりましたら、市民の 皆さんへ周知が非常に大事になってくる と思います。その辺2回目でお聞かせい ただきたい。

3点目の中小企業等物価高騰対策支援 金事業について、ご答弁いただきまし た。事業の内容、詳しい中身についてお 聞かせいただきました。後はスケジュー ルについてと、一つ気になるのは、個人 事業主の方で市が掌握していない方につ いて、漏れることなく申請いただきたい と思います。その辺の周知をどのように 考えておられるのか、お聞かせいただき たい。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁を求めます。木下部参事。
- ○木下保健福祉部参事 南野委員の2回 目のご質問にお答えいたします。

生活保護の資格確認に関してでございます。ご質問のありましたとおり、生活保護におきましても、医療機関においてカードリーダーを設置していただきますけれども、医療保険と同様に、それを被保護者がマイナンバーカードを提示していただきまして、運用していただくという形になってくるかというふうに、国で今、進めているところでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 2回目のご質問に 答弁させていただきます。

周知に関するお問いということでございました。現在、市で把握している市内医療機関については、7医療機関が何かしらの形で日曜日ないしは年末年始の開設にご協力いただけるということで、確認をいたしております。

このほか、少し圏域でということには なりますけれども、高槻島本夜間休日応 急診療所でも、体制を強化して、この期 間の発熱外来にあたるということで、お 聞きをいたしているところでございま す。

それでこれらの情報、ご質問にございましたとおり、市民の方にどうやって周知していくかということが非常に大事になってくるかというふうに思っております。

現在のところ、直近の日曜日につきましてはホームページで掲載をいたしておりますけれども、年末年始に向けては広報、あるいはLINEの活用等、市民の方に情報が行き渡るように、いろんな工夫を考えて対応していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 2回目のご質問に お答えさせていただきます。

スケジュールでございますが、今後、 要綱を整備させていただきまして、申請 の受付は年明け、1月4日からを考えて おります。

締切りにつきましては、3月10日頃 をめどに考えております。

周知につきましては、広報紙、ホームページ、LINE及び商工会から直接周知をしていただくようなことを考えております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 1点目の生活保護システム改修委託料の中で、マイナンバーカードをやはり使っていくんだと課長からご答弁いただきました。

生活保護を受けておられる方につきましても、マイナンバーカードを発行して利用していただいている方は多くいらっしゃると思います。今からでも丁寧に、マイナンバーカードを作っていきましょうと受給者の方にお話ししていただきたいと思います。

これ実施されますと、医療券も今まで どおり併用して使っていくと思いますけ れども、混乱のないよう、丁寧な対応を していただくように、よろしくお願いし ます。要望としておきます。

2点目の発熱外来体制整備補助金の周 知について、課長からご答弁をいただき ました。

ラインも活用しながら周知していくということです。ぜひ皆さんにしっかりと周知をしていただくようによろしくお願いしまして、要望としておきます。

3点目の中小企業等物価高騰対策支援 金事業につきまして、スケジュールある いは周知について課長からご答弁いただ きました。

特に先ほども言いましたけれども、個 人事業主の方に対して支給できるよう に、漏れることなく支給できるように、 しっかりと周知していただきたいので、 どうかよろしくお願いします。

申請自体はシンプルな申請、シンプル という言い方はあれですけれど、簡易な 申請と聞いております。丁寧な対応をし ていただきますよう、よろしくお願いし ます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

それでは、23ページ、新型コロナウイルス感染症対策の検体採取補助金です。まずこの中身、内訳を教えていただきたい。

続いて、25ページ、生活保護システム改修委託料、今、南野委員がご質問されました。今回、物価高騰に対しての支援金をおのおの出されています。物価高騰において、今回のシステム改修はマイナンバーということです。生活保護に対して、物価高騰の何か国として何か動きがあるのかないのか、この辺を教えていただきたい。

それだったらまた改めてシステム改修 とかが必要になってくるかも分かりませ んので。

続いて、27ページ、ワクチン接種のところです。今、5回目のワクチン接種で、4回目の接種率が低くて5回目になっていて、その辺の4回目の接種率と、国全体の接種率が低いところで5回目を本市としてワクチンの接種率を向上させていく上で、どういう取組を考えておられるのか。

それと、今までのワクチン廃棄はどうなっていたのか、教えていただきたい。

31ページ、中小企業等の物価高騰対 策支援金です。南野委員もご質問されて おりました。法人と個人があって、収入 でというと例えば申告で、不動産収入と 農業収入、あと営業収入があると思うん です。法人で言うと、不動産はあるよ、 農業はほぼないと思うんです。その点、 もし個人であったときに、不動産収入、 農業収入の方、その方に対してのまず対 象になるわけです。

そのあたり、申請主義ですから、その 辺の漏れが出てこないのか、その方に対 してのアプローチとかどう考えられてい るのかをお聞かせいただきたい。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁願います。浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 1番目のご質問に 答弁をさせていただきます。

検体採取補助金の中身のお問いでございました。この補助金の中身については、市内の医療機関が新型コロナウイルス感染症の疑いのある人に対するPCR検査、あるいは抗原検査等を行ったものに対して、補助金を交付するということでございまして、PCR検査が1件4,300円、抗原定量検査が1件3,550円、抗原定性検査が1件2,250円を、それぞれ補助金として交付いたしております。

内訳のお問いでございましたけれど も、第1回の定例会のときに補正予算と いうことでご可決いただきまして、この 半年間交付を続けてきております。

その予算額のおよそ6割以上が、この 半年間で交付をしたと。これは主には第 7波によって、検査の件数が大幅に増え たと、そのような要因がございます。

それで今回の補正につきましては、この下半期ですね、上半期と同程度の検査 件数があったとしても、補助金として対応できるよう、今回補正をさせていただいているものでございます。

それから3番目のご質問で、ワクチン

接種のお問いでございました。4回目の接種率等のお問いでございますけれども、4回目は60歳以上の方が対象ということで、60歳以上の方におきましては、75.4%という接種率になってございます。

それから、対象者によって5回目接種がある方、ない方、おられるんですけれども、現在接種を行っておりますオミクロン株対応ワクチンによる接種を受けた方につきましては、37.8%の方が接種済みということになってございます。

それでこの間、接種の向上に関する取組ということでございましたけれども、制度が国から変更されるということの通知が、なかなか時間がない中で通知としてきる限りの情報の提供、それから体できる限りの情報の提供、それからであるところできれるということでいきたいということでいまりなどして、希望さいを関するなどして、希望さいを関係を設けるなどして、希望者の接種に対応してきているところでございます。

それから廃棄のお問いでございましたが、これまでに使用期限を迎えたワクチンを廃棄したことが4回ほどございまして、合計いたしますと1万7,000回分ということでございます。

いずれもこれは従来株対応のワクチン の廃棄ということになってございます。 以上でございます。

- ○香川良平委員長 木下部参事。
- ○木下保健福祉部参事 生活保護システム改修に関連しての、生活保護制度における物価高騰対策の国の動きについてのご質問にお答えいたします。

生活保護の基準につきましては、一般 世帯の消費水準を統計的に処理した上 で、改定を行うかどうかを国で検討する という仕組みになってございます。

現在、国におきまして議論されているところと聞いておりますけれども、最終的にまだ改定があるかどうかということについては、示されていないところでございます。

また今後、国における動向について、 注視してまいりたいと考えております。 以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 4点目のご質問に お答えさせていただきます。

中小企業等物価高騰対策支援金についてでございます。

特に個人事業主に対してのアプローチ というご質問であったかと思います。ま ずこの個人事業主につきましては、確定 申告におきまして、事業の欄に収入等が ある方を想定しております。

正直これらの方につきまして、市で数を把握するのは困難でございまして、先ほど申し上げました広報紙、ホームページ、LINE、それから商工会を通じての周知で、ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 検体の件です。ここは新型コロナウイルスの感染拡大に応じて、変わってくるので、なかなか予測は難しいとは思うんです。急激に拡大をした際に、予算がないから検査ができません、採取ができませんとならないように十分注視をしながら進めていっていただきたい。

もしかしたら、改めて補正を組まない といけないところが出てくるかも分かり ません。そこのところはお金がないから できませんということがないように、十 分に注意をしていただきたい。

次は生活保護です。これは国で決まったことが下りてくるので、今のところは 国でも議論、検討というところであります。分かりました。

27ページ、ワクチンです。できる限り廃棄がないように考えておられると思います。廃棄が1万7,000回分、振り返ってここのところ、こうしたら廃棄は生じてこなかった、うまいこともっといったとお考えなのか、いやいろいろ手を尽くした中でこれだけの数になったのか、その点お聞かせをいただきたい。

中小企業のサポートの件です。答弁で 分かりました。もし申告をしていなかっ た方が申請したときには、受付をしない のか、受付をするのか、その点お聞かせ をいただきたい。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁を求めます。浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 2回目のご質問に 答弁させていただきます。

ワクチンの廃棄の問いでございますけれども、供給されるワクチンにつきましては、人口ですとか接種率の見込みなどに基づきまして、自治体ごとに基本量というのが積算をされ、市の希望に基づきまして配分されるものでございます。

本市におきましても、ワクチンが不足 することのないよう、またワクチンの供 給が不安定化するリスクも想定して、一 定の余裕を持った上で、確保に取り組ん できたところでございます。 今回、3回目、4回目の接種の開始時に使用していたモデルナ社のワクチンということになってございますけれども、接種率が想定よりも低調であったこと、そういうことが要因で廃棄に至ったわけでございますけれども、期限を向けたワクチンということで、やむを得なかったものと考えてございます。

それで今後につきましても、ワクチンは今はオミクロン株対応のワクチンということになってございますけれども、できる限り廃棄にならないように、なおかつある程度の余裕を持った形で進めていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 2回目のご質問に お答えさせていただきます。

確定申告がされていなかった方の申請 についてどうするかということであった かと思います。

開業して間もないため、確定申告を行っておられない方や、所得が48万円以下であったために確定申告を行われていない方に関しましては、直近の決算期、または1年間における売上台帳等、及び経費に係る領収証を確認させていただきまして、対象にさせていただきたいとは考えております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 ワクチンの件です。中身が実際どうなのかが、見えてこないのでよくは分からないんです。市民の目からすると、廃棄をいかになくして、うまく運用、接種ができるかです。その点は、市が国から来たワクチンを各医療機関に

振り分けされていると思うんです。その中身が見えないので、どういうふうな形でワクチンが各医療機関に配布をされているのか、直接医療機関が市を通さずに確保されているのかです。

本市の医療機関は、どういう形でワク チンを確保されているのか教えていただ きたい。

中小企業の物価高騰の件に関してです。実際に小さくされている方は、物価 高騰になると全体での収入・売上からす ると、比率というか影響は大きいと思い ます。

その辺は臨機応変に対応していただき たいので、要望とさせていただきます。 これだけの件数ありますから、大変だと は思うんです。ここに対応できる本市の 人とか人員とか、その点はうまくいくの かどうかお聞かせいただきたい。

- ○香川良平委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 3回目のご質問に 答弁させていただきます。

どのような形で各医療機関へのということでのお問いでございました。ワクチンにつきましては、国の供給があるごとに、市町村に基本量として示されて、市で確保をしてございます。

それで保管は市で行っておりまして、 各医療機関の予約枠、接種枠に応じて、 2週間に一度、その医療機関へ市が配送 を行っているのが基本ということでござ います。

それで一部医療機関で直接配送を受けている医療機関もございますけれども、 市内ほとんどの医療機関が市から配送を 行っている状況にございます。

先ほどの廃棄のお問いのところでもご ざいましたけれども、接種枠に応じて配 送いたしておりますけれども、これが不 足が生じることのないようにということ で、ある程度の余裕は持った中で、ただ むやみに多くのワクチンを確保するとい うことではなく、市内の状況に応じて確 保を行っている、その中で、ワクチンの 種類が変わったこともございまして、従 来株対応ワクチンの廃棄に至っている、 そういうような現状でございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 3回目のご質問に お答えさせていただきます。

多くの申請件数に対応するための体制 についてでございますが、こちらにつき ましては、課全体で何とかしてまいりた いと考えております。

対応するための手続につきましては、 ウェブの申請を導入いたしますとか、で きる限り郵送で手続を行っていただきた いと考えております。

課で対応してまいりますが、状況によりまして、部内での職員の応援等も、必要であれば要請していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 急に、今までになかった、かなりの量をこなしていかなければならないと思います。その辺は臨機応変に、市民に迷惑とならないよう、考えて進んでいっていただきたい。

これは平素からの全体の話にはなりますので、よろしくお願いします。

○香川良平委員長 ほかにございます か。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今まで様々に質問が上

がっており、関連することもあると思います。

まず、23ページです。先ほど来質問がありました、新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金です。これは、何度も補正に上がっている中で、大阪府下、各市ともこういった取組をされると聞いています。

ただ、本市は比較的早い段階で、そして医師会としっかり連携が取れる中で、 うまくやってきています。発熱外来も積極的に医師会が働きかけている大きな取組であったと、私は認識しています。

今回、大阪府が日曜、祝日、それから 年末年始の発熱外来を開設するための補 助制度を創設されます。この辺、総括的 に、本市の発熱外来に対する取組がどう であったのか、そういうことを踏まえ、 今回補正になりますというお答えをいた だきたい。

次に、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金です。これは障害者福祉サービス施設とか、後は中小企業事業所の支援金とかです。これはせんだって私共が森山市長に要望書を提出させていただきました。その中にも入れさせていただいていたことで、今回実施に至るということで、まず感謝はしたいと思います。

その上で、介護サービス事業所等につきましては、算定の基準を、事前に資料を頂きましたけれども、4種類に分けて金額を出されたということです。それぞれの施設規模、事業所に応じて、物価上昇率を3.8%で算定をされた上でこの金額に決定をされたということです。

それでその辺の考え方、いろいろばら つきがあるように思いました。最終的に はこのようにされ、規模の大小がある中 で、事業所の、訪問型であれば5万円とか、通所型であれば20万円とかというふうに、決められた考え方について、お示しいただきたい。

次に、同じところの下に、医療施設等物価高騰対策支援金があります。これについて、詳細のご説明いただきたい。

それからその下、障害福祉費の中、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金530万円と、24ページの障害児の福祉サービス事業所物価高騰対策支援金です。事前に金額を算定された根拠も頂いているわけです。これについても種類が15万円、10万円、5万円と3段階に分けられています。その辺、大小ばらつきがある中で、こういうふうに決めたという考え方について、お示しいただきたい。

それから、28ページ、商工総務費の中で、職員手当等の中の時間外勤務手当があります。これはすごく少額になっているわけです。気になっていますのは、今回も中小企業の支援については、この産業振興課が請け負うことで、グルメクーポン券の対応とか、プレミアムプラチナ商品券の対応も同じ産業振興課になっているので、業務が産業振興課に偏っている気がいたします。

端的に言うと時間外勤務手当が増えて きてもいいのではないかと思っていたわ けです。その辺の業務実態は大丈夫なの か聞いておきます。

最後になります。この中小企業等物価 高騰対策支援金です。これ、中小企業は 10万円で、中小企業は随分幅がありま す。例えば、卸売業で100人以下であ れば中小企業になり、100人から6人 までが中小企業という枠に入り、一律1 0万円です。簡素化することによってよりスピードを上げる狙い、考え方もあります。今回は物価上昇率3.8%で、ある程度算定ができる中で、もう少し区分けを、分ける方法もあったのではないかと思います。この辺の考え方を一度お示しいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 藤浦委員、4番目の 質問ですが、25ページの障害児福祉サ ービス事業所物価高騰対策支援金につい ては、所管が異なります。

○藤浦雅彦委員 所管が違うけれども、 答えられる範囲で結構です。

○香川良平委員長 答えられる範囲でお 願いをいたします。

では答弁を求めます。

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長 1番目のご質問に 答弁させていただきます。

検体採取補助金のお問いでございました た。総括的にというお話でございました けれども、ご質問の中にもございました ように、新型コロナウイルス感染拡大の 当初には、なかなか発熱外来ですとか、 そういったところが少ない状況で苦慮し たということで、住民からも聞いてはお ります。

この間、市でもできる限り医療機関を 支援するという意味合いで、体制整備の 補助金ですとか、従事者支援、それから 今年に入りましては日曜日ワクチン接種 の支援等々、支援金の制度を設け、また ワクチン接種においては、コールセンタ 一等で各医療機関の予約をしっかり取る といった対応もさせていただき、この 間、医療機関には非常に協力的に対応い ただいたものと認識をいたしておりま す。

今回の大阪府からの要請で、日曜日の 発熱外来、年末年始も含めですけれど も、これへの対応につきましても、市内 医療機関でうちがやりますということ で、手を挙げていただいている医療機関 が7医療機関ほどございますので、これ らコロナ対策ということで引き続き協力 をいただけているものと認識をいたして いるところでございます。

それから3番目のご質問で、医療施設 等物価高騰対策支援金のお問いでござい ました。

もちろんこの物価高騰に対応する医療 機関等への支援ということでございまし て、内訳といたしましては、病院、市内 で言いますと4カ所になりますけれど も、病院には支援金40万円、それから 診療所、これは一般診療、歯科診療が入 りますけれども、市内89カ所に10万 円、それから保険薬局は市内31カ所に 10万円ということで、制度を設けさせ ていただきたいということで、補正計上 させていただいているものでございま す。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 真鍋課長。
- ○真鍋高齢介護課長 二つ目でございます。

介護サービス事業所等物価高騰対策支援金でございます。考え方でございますが、現在、介護事業所におきましても、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けているということでございます。施設の規模が大きいところは、より影響を受けているということはございます。

そのような中、介護事業所の経済的な 負担軽減を図りまして、安定的な介護サ ービスの提供を継続し、高齢者の生活を 支えるということを目的として、支援金 を交付するものでございます。

支援金額といたしましては、訪問介護など、訪問系の事業所へ75事業所、こちらに5万円。デイサービスなど通所系の事業所、こちら35事業所ですが20万円。グループホームなどの地域密着型の施設、こちら5施設ございますが30万円。地域密着型以外の特別養護老人ホームなどの大規模な施設ですね、こちらは7施設に100万円、全体で1,925万円を補助する予定としております。

考え方でございますが、金額の根拠は 厚生労働省の介護事業経営実態調査の結果を参考にさせていただいております。 この調査結果で統計的に、サービス別に かかった、コロナ前の支出額が分かりま すので、それを元に、令和4年10月分 の大阪市の消費者物価指数の前年同月比 の上昇率3.8%を参考に、事業所の規 模によって、5万円、20万円、30万 円、100万円の4種類を設定させてい ただいております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 飯野課長。
- ○飯野障害福祉課長 3番目の障害福祉 サービス事業所物価高騰対策支援金のご 質問にお答えいたします。

まず、考え方といいますか、金額の算出ですけれども、先ほどの介護保険サービス事業所と同様に、障害福祉サービス事業所につきましても、厚生労働省で障害福祉サービス等経営実態調査を3年に1回やっております。

その直近が、令和2年度の実績になる んですけれども、そちらの事業活動費用 を元に、令和4年10月分最新の大阪市 消費者物価指数上昇率を掛けて、算出しております。

事業所については、委員ご指摘のとおり、規模の大小はあるんですけれども、 通所系につきましてはほぼ全ての事業所が20人定員としておるところが多く、 そこまで大きな差はないと認識しております。

それで今回、三つの種類には分けておるんですけれども、大きくは障害者が事業所に通ってサービスを提供するのか、逆に支援者が障害者の自宅等に訪問してサービスを提供するのか、というところで分けておるところでございまして、やはり事業所の規模というか、面積を広く必要とかというところもございまして、金額も大きくなっておるところでございます。

今回この支援金を創設するにあたりまして、やはり事業所から光熱水費を中心に、食費、送迎に係るガソリン代等、様々影響を受けておられ、電気代については去年の倍になっているというような話も聞いております。

そのような中で、スピード感を持って 事業所に大きな負担をかけることのない よう配慮して、対応してまいりたいと思 っております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

まず28ページの商工費に係ります時間外勤務手当の状況でございます。

業務の実態でございますが、やはり委員おっしゃっていただいたとおり、業務は相当増加しておりまして、時間外勤務

手当につきましては、昨年度から倍増以上、職員の手当については増えております。

そこで、新たな事業につきまして、定型的な業務もございますもので、会計年度任用職員を任用させていただき、若干業務の平準化は図っていっておるところでございます。

続きまして、中小企業等の物価高騰対 策の支援金について、規模別等で色分け できるのではないかというご指摘につい てでございます。

企業につきましては、事業活動の内容、それから影響額も様々でございます。これら1件ごとに審査するとなると、相当慎重な審査が必要になると考えております。

そこでスピード感を持って対応させていただくために、今回一律で給付させていただくこととさせていただきました。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 まず、コロナ対策についての医療機関との関係についてです。 今後もしっかり連携を取ってやっていた だくように、お願いしておきます。これ は了としておきます。

次に、介護サービス及び障害福祉サービス、中小企業サービスの支援金制度につきましても、一応これは一定了としておきます。

それでスピード感がやはり大事だということもあります。しっかりとスムーズに支援をまずしていただく。今後もこれで終わりましたではなく、恐らく物価高騰長引くと思いますので、リサーチ等もしていただきながら、今後の体制もしっかり、必要な場所にまた支援をしていく

という柔軟な姿勢で、今後も取り組んでいただきたいのでお願いしておきます。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかに質問ございま すか。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。 それでは質問させていただきます。

まず6ページです。一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為が組まれています。

これについては、現在も行われている 収集運搬業務、年度末で更新しないとい けないということだと思います。どうい うところに募集をかけるのか、それから どんなスケジュールで新たな委託契約を 結んでいくのか。そしてこの債務負担行 為の額、前回と比べてどうなのか。年度 の年数が違うと思いますので、1年分と して考えて、上がっているのか下がって いるのかについて教えていただきたい。

二つ目、23ページの検体採取の補助金です。

これについて、医療機関もいろいろと 頑張っていただける、周知の方法もやっ ていただけるという話です。年末年始の 実際に発熱外来とかが行われているかど うかを、どこまで周知できるのか。ホー ムページとかラインとかでは、高齢者の 方に見てくださいと言っても届かない部 分もあると思うんです。自治会の回覧な ど、様々な手段を考えられないのか、お 答えいただきたい。

同じく23ページです。介護サービス 事業所への物価高騰の支援金を出します よというお話です。これも先ほども出て きていましたけれども、このことについ ては非常に重要なことだと思っておりま す。ぜひしっかりと対応していただきたいので、お願いします。 要望とします。

同じく23ページの障害福祉です。サービス事業所に対しての物価高騰対策支援金です。

今どのような状況に事業所が置かれているのか、少し詳しく教えていただきたい。

北摂の他市なんですけれども、障害者の方がロング・ショートというんですかね、短期入所でずっと長いこといらっしゃる方がいらっしゃって、そこの事業がある方がいらっしゃって、でまをお持ちの方がといけない、様々な障害の特質もありますので、本人はなかなかその手続やら次のところに移っていくこと、そのものが受け入れられないとか、様々な問題が今発生していて、非常に困っているというお話を伺っています。

摂津市の事業所が、今大変、しんどいだろうということで、こういう補助金も支援金も出されると思うんです。どんな状況かをつかんでいる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたい。

続きまして、25ページです。生活保護システム改修委託料、これも質問、前の委員もされておられました。

オンラインで資格確認をということで進められている。今、マイナンバーカードを保険証の代わりにということで、政府がやろうとしていることの流れの一つというお話だったと思います。

ただ、生活保護の方、今は医療券は支援課にお願いして出してもらって、受けてはると思うんです。けれどもマイナンバーカードで、皆さんがそれでいけるのかという問題になると、まず任意である

ということで、ご本人の意思という問題 がございます。

そういうことも一つありますし、まず 住民票そのものが、生活保護の要件には 入っていないと思うんです。必ずしも摂 津市に住民票があるとは限らない、そう いう方もいらっしゃると思います。ま た、DV被害などで逃げておられて、自 分の番号すら分からないとか、様々ある と思うんです。そういうことに対して、 みんなオンラインでマイナンバーでいく のか、マイナンバーカードを全員に持た せるのかどうなのか、お聞かせいただき たい。

それから、27ページ、ワクチンです。コロナワクチン、少し伺ったお話ですけれども、生活保護の方、病院に行くには移送費、交通費が出ますけれども、ワクチンを打ちに行きますよというのは交通費が出ないと。

体もかなり大変なので、タクシーで行かざるを得なかったりとか、非常に交通費がしんどいなというお話で、それを考えると、もうワクチン打ちに行くのもどうしようかなと悩むとか、いろいろそういうお話もお聞きしました。

前はバスを出していただいて、集団で ワクチンが打てる会場も設けていただい たんです。そういう、何か工夫をしてい ただくようなことは、もうこの先ないの かどうかについて、生活保護の人だけで はなく、非常に物価高騰もあり、低所得 の方、暮らしがしんどい、交通費のこと でなかなか病院まで行けない方がいらっ しゃるんじゃないのかなと思うんです。 その辺のお考えをお聞きしたい。

それから、31ページ、これも皆さん 聞いておられました、中小企業の物価高 騰の支援策です。本当に今回はスピード 感を持ってやるんだということで、非常 に良い制度だと思います。審査について も速やかにしていただいて、すぐお渡し ができる形をぜひ望みたいなと思うんで す。以前やっていただいたときは店舗が あるところに対しての10万円給付と思 うんです。店舗やから目に見えて分かり ますよね。そやけども、そうではないと いう場合、例えば建築業の一人親方の方 とか、そういう場合、こういう方も対象 になると思うんです。自宅に住所を置い て確定申告される方もいらっしゃるし、 例えばどこか倉庫とか何かを借りてはっ て、そこでとか、いろいろ形態があると 思うんです。確定申告書を見て摂津市の 住所でないと駄目なのか、そこら辺につ いて教えていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。安田部参事。

○安田生活環境部参事 6ページ、一般 廃棄物収集運搬業務委託事業のご質問に ついてお答えさせていただきます。

まず、1点目、募集についてのお問いでございますが、廃棄物処理につきましては、業務の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な履行が重要とされております。そのため、委託においては、本市の一般廃棄物に精通しております本市の許可業者を対象としております。

続いて、二つ目の今後のスケジュールでございますが、補正予算の議決をいただいた後、順次、契約の準備を進めまして、年明け2月末までには委託業者を決定する予定としております。

3点目の、前回と比べての差額でござ

いますが、前回は広域化による変更を踏まえ、令和4年度までの2カ年で7億3,550万2,000円の限度額の設定をしておりました。今回につきましては、3か年で12億円840万円の限度額としております。それぞれ単年度で比較いたしますと、今回が4億280万円、前回が3億6,775万1,000円となり、年当たりでの差額では3,504万9,000円となります。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問に 答弁をさせていただきます。

発熱外来のお問いでございまして、自 治会回覧などのご提案も質問の中でござ いました。本市といたしましては、この 発熱外来の状況というのを、市民お一人 お一人にいかに伝えていくかということ が今後重要だというふうには認識いたし ております。ホームページですとか、L INEですとか、そういったデジタル機 器を活用したもの、それから、ご質問に ありましたように、紙ベースで情報の把 握がしやすい方というのも当然市民の方 にはおられますので、具体的な内容とし て、広報には掲載することを決めており ますけれども、今後どういった情報の提 供の仕方が良いかということは、しっか りと検討していきたいと思っておりま

それから、6番目のご質問で、ワクチン接種の移送のお問いがございました。 ご質問にもございましたけれども、今年 度初めに集団接種は終了いたしまして、 今は各医療機関で個別接種ということで 対応いたしております。

この個別接種に対応いただいておりま

す医療機関というのが、市内で今現在3 0か所以上ございますので、集団接種の 会場も、そこまでの人の運搬ということ もやっておったんですけれども、身近の 医療機関で接種ができる状況は整ってい るのではないかと考えているところでご ざいます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 飯野課長。
- ○飯野障害福祉課長 4番目の障害福祉 サービス事業所物価高騰対策支援金に関 するご質問です。

市内の障害福祉サービス事業所の状況 ということでございますけれども、私も 市内の事業所の方と情報交換したりする 機会というのはたくさんあるんですけれ ども、そのような中で、やはり物価高騰 の影響を受けておられるのは事実でご います。ただ、たちまち経営に影響して というところまでは至っていないとう か、そういうところまでのお話はお伺い しても、そのような事態に陥らないよう に企画し、提案させていただいておると ころでございます。

経営面より、どちらかというと新型コロナウイルスに利用者の方とか職員が感染されて、それによってサービスの提供体制が取れなかったり、クラスターの防止を図るという意味でも施設を休所せざるを得ない、そのような状況になって利用者に休んでもらって、ご自宅で過ごしていただかないといけないとか、そういうようなことのほうが影響と言えばあるのかなと考えております。

いずれにしましても、今後も事業者と 連携を密にして、障害者の方のサービス 利用、就労や活動の場を確保できるよう に取り組んでまいります。

- ○香川良平委員長 木下部参事。
- ○木下保健福祉部参事 生活保護システムの改修委託料に関するご質問にお答えいたします。

国が出しております資料によりますと、「マイナンバーカードによる資格確認ができない場合については、医療券を併用し、必要な受診に支障がないようにする」との記載がございます。

委員のご質問にございましたように、 様々なご事情を抱えておられる方がおら れるというのも認識しておるところでご ざいます。今後、国の通知等を基に適切 に、被保護者の方が医療に支障のないよ うな運用をしてまいりたいと考えている ところでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 鈴木課長。
- ○鈴木産業振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。
- 31ページの中小企業等物価高騰対策 支援金についてでございます。

事業所の所在確認において、確定申告書に摂津市の記載がない場合というお問いであったかと思います。摂津市内の部と思います。摂津市内があるとなる書類ができる書類ができる書類がほかれば良いと考えております。例えば営業、可証でありましては対け、ではなるが、とが条件になるかと思いますが、これらの書類を確認させています。の書類を確認させています。の書類を確認させています。ことによって、摂津市の事業のようによって、摂津市の事ます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 2回目の質問です。

債務負担行為です。3,500万円ほど前回よりも金額が引き上がっているということでございました。その根拠、なぜそうなるのかお伺いしたい。

それと、今までも直営を守って委託を 増やすようなことのないようにとお話を させてもらってきたんです。今回、委託 の割合は一体増えるのかについてもお伺 いします。

2点目です。検体採取です。広報だけではなくて、様々な形で年末年始、先にそういう情報があれば、熱が出てもあそこがあると安心ができると思います。また、救急車が最近頻繁に動いているんですけれども、なかなか次に搬送することができなくて止まっていたり、いろいちできなくて止まっていたり、いろにが開いていることによって抑えることもであります。情報をできるだけ広く知っていただける工夫をしていただきたい。

それと、大阪府で、9歳までの子どもに対して抗原検査キットの配布を行っておられました。お家でまずは検査して、コロナでないということしか分かりません。インフルかどうかは分からないですけれども、熱が出てコロナじゃないことがそこで分かれば、医療にかかるときにもっとかかりやすいということで配られたと聞いております。

子どもだけではなく、高齢者の皆さん とか、現役世代の皆さんも同じだと思う んです。検査キットが手元にあれば、ま ず、今自分の体はどうなっているんだろ うと検査ができるのは、すごく大きなメ リットにつながると思います。医療機関への負担とか、救急車の問題とかに関しても、それが抑えになるんじゃないかなと思います。ぜひ今後そういうことも考えていっていただきたいので、要望としておきます。

次に、障害福祉です。物価高騰の影響があるけど、今のところ摂津市内の事業所は、すぐ閉所ということは、コロナ以外ではないというお話だったので、ちょっと安心いたしました。この先も、ぜひなしっかりと小まめに把握していただいて、障害のある方はそこが居場所であったりするわけです。そこがなくなると、本当に大変な負担になっていきます。ぜひ早め早めにいろんな情報をつかんでおいていただけますように要望といたします。

次に、生活保護の問題です。生活保護を受けられる方は、今までの人生の中でいろんな出来事があった方がたくさんいらっしゃる。また、病気があったり、障害があったり、いろんなことでマイナンバーカードの制度に押し込めようとしても押し込められない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

そうでなくても、マイナンバーカードはあくまで任意の制度でありますから、 生活保護の制度だからこのカードを持たねばならないという重荷を利用者の方が持つことのないように、ぜひケースワーカーの皆さんにも心を配っていただきたい。それぞれの判断で、医療券でもいいと国も言っているということですから、やっていただけるように、ぜひその辺は丁寧に寄り添ってお願いします。これも要望としておきます。

続きまして、ワクチンの問題です。身

近なところに医療機関があるとおっしゃ いました。若い人、体の自由が利く人だ ったら身近やと思える距離でも、やはり 高齢者とか障害があるとか、いろんな方 がいらっしゃって、そこまで歩いていく のが本当にしんどいんやとか、そういう 方もたくさんいらっしゃるんです。じゃ あどうしたらいいのかはなかなか難しい 問題かもしれないですけれども、ワクチ ンを打ちに行くことについても、何か手 だてを、足の確保ができないのか、ぜひ 考えていただきたい。摂津市内で縦横に 走ってもらえるバスがあったりすれば、 そういうこともかなり負担がなくなると 思うんです。タクシー券の補助を出すと か、いろんなことが考えられると思うの で、いろんな形で工夫をしていただきた いと思いますのでよろしくお願いしま す。要望としておきます。

最後に、中小企業の問題です。柔軟に、確定申告の住所だけではねるんじゃなくて、確定申告は自宅の住所にしてるけど、店は摂津市にあるんですみたいなところは、ちゃんと実態を見てやっていただけるということなので、安心しま知の中の中に書きこんでいただいて、漏れのないようにできるだけたくさんの方に、大変喜ばれる補助金と思います。知らんかったわということがないようにお願いします。これも要望としておきます。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁を求めます。安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 債務負担行為に 係ります2回目のご質問にお答えさせて いただきます。

まず1点目、金額の3,500万円の 上昇の要因でございます。

上昇の要因としましては、人件費である労務単価の上昇、また、燃料費の高騰、茨木市に搬入先が変更となりますことから、走行距離の増加など、車両に関する経費の上昇が主なものとなっております。

もう一つの要因としましては、複雑ご みを今後、一部直営エリアを委託でお願 いすることになりますので、ここの委託 拡充の部分がもう一つの要因となってま いります。

それと、これに関連しまして委託の割合がどうなるのかというご質問でございます。令和4年度につきましては、可燃ごみ・不燃ごみの収集は、委託割合としましては大体71%が委託となっておりますが、今回の更新におきましては、主をも当通ごみ、これまでの可燃ごみを今後「普通ごみ」という名称でさせていただきますが、普通ごみについてはエリアの変更はいたしませんので、同じような委託割合になると考えております。

一方の不燃ごみについては今後、「複雑ごみ」という形で委託を拡充させていただきますので、こちらにつきましては、約7,000世帯ほど委託を広げると見込んでおりますので、現在の世帯数で見込むと、87~88%の委託となると考えております。

複雑ごみの一部拡充理由を一つご説明させていただきますと、複雑ごみにつきましては現在、水曜日に不燃ごみの収集をしておりまして、その水曜日、直営で今後段ボールについて、これまで月1回の収集を月2回とさせていただくことで、どうしても時間的に段ボールの直営

の業務が増えてしまいますので、そういった部分で委託でお願いして、時間帯の調整をさせていただくものでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 金額が増えているのは、人件費や燃料費、これはどこでもそうだと思うんです。茨木へ行くのに走行距離が長くなる部分も含まれていることで、茨木と提携する中で、ごみを燃やしていただく分だけではなく、こういうところにも新たな負担というものはあるんだということでお聞きしました。

普通ごみに関して、委託割合は変わりませんよというお話です。複雑ごみがこれからできて、そこをちょっと委託を広げるんだというお話です。直営の仕事が増えるので、そこの部分の軽減にこれをやるというお話でした。

やはり直営の方のお仕事をしっかり頑張っていただきたいといつも言うてます。災害やそういうときには直営でないとというのは市もおっしゃっています。災害になったからいきなり人を増やせるかというと、そんなことはないわけで、今も会計年度の方を募集されているんです。でも応募してもらえるところがなかなかないとお聞きをしております。

やはり制度そのものとして現業補充が すごくネックになっていると思うので、 この辺に関しては、ほかの部署もそうだ と思います。いつまでもこれでやってい くことはできないところまで来ているん じゃないかと思います。ぜひ市全体でそ このことは考えていただくように、声も 上げていっていただきたい。

また、これは契約後の話も出てくると

思います。継続的なお話をさせていただきたいと思いますので、募集に関しても、その中からどこをどういう基準で選ぶのかもしっかりやっていただきたいので、よろしくお願いします。要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質問ございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 引き続き質問をさせて いただきます。

多々、委員から質疑がありましたところについては、要望とさせていただきます。

まず1点目の、各種の物価高騰における支援制度です。これにつきましては、 私も介護事業所、あるいは障害、また医療機関からも、物価高騰に対する支援が必要だとお聞きしておりました。また、市等に伝えさせていただき、スピーディーに対策をされたことについては評価をいたします。

こういった状況に速やかに対応していただいたことは、良かったと思います。 これについては、それぞれに必要なニーズを、しっかりと引き続き把握していただきたいので、よろしくお願いいたします。

続きまして2点目、23ページの新型 コロナウイルス感染症対策検体採取補助 金です。これも委員からも多々ありまし たが、改めて確認したいと思います。

この補助金は、国が当然検体採取について一定の費用、プラス市補助金ということです。そこのところを一度、国との関係について改めて詳細に教えていただきたいのと、周辺他市の状況について、どのようなものかを確認させていただき

たい。

続きまして、3番目。これは先ほど増 永委員からも質問がありました、債務負 担行為の中での一般廃棄物収集運搬業務 委託事業です。こちらについては、令和 5年度からの広域化に伴い必要な精査を して、改めて債務負担行為でするという ことは理解いたしました。

広域化につきましては、市として市民 サービス向上につなげるところが一つ大 きな大前提であると思います。それに適 切な事業者と、また直営との関係もしっ かりと考えていただいて、対応していた だきたい。この点については理解いたし ました。結構だと思います。

続きまして、27ページ、4番目の環境センター費の光熱水費4,000万円、この金額の根拠について教えていただきたい。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁を求めます。浅尾課長。
- ○浅尾保健福祉課長 2番目のご質問について答弁させていただきます。

国との関係ということでございました。まず、この補助金につきましてはは、同じように検体採取が診療報酬で一定独立といると、それに加えて、市独して、おいるということを出しているということを出しているというには、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないがでは、大きないができないができない。

それから、他団体の状況ということでのお問いでございましたけれども、府内の他市町村で全く同様の補助金交付を行っているというところはございません。また、他都道府県におきましても、確認できる範囲では、同様の補助金交付を行っているところはございませんけれども、PCR検査費用の補助ということで、無症状の方が自主的に受けるPCR検査等の個人に対する交付を行っている自治体は幾つかあるということで認識いたしているところでございます。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 三浦環境センター 長
- ○三浦環境センター長 光熱水費の件の お問いにお答えいたします。

今回の光熱水費の補正につきましては、電気代が主なものでございます。電気の使用につきましては、日頃より節電には努めておりますが、去年と同様の使用量となっております。

しかし、電気使用料の単価が今年の2 月以降に急激な伸びを示しております。 ウクライナの戦争、また、経済動向等々 により電気料金が高騰しております関係 上、今回の補正に至ったものでございま す。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 松本副委員長。
- ○松本暁彦委員 まず1点目の、新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金です。これについては、国の診療報酬プラスに医療機関に対して払われている費用で認識いたしました。各団体のところは、一部では医療機関ではなくて、個人に無料PCR検査の補助をしていると認識いたしました。これについての意義と

いう点では理解いたしますので、この件については良しとします。

ただ今後、状況を見据えて、本当にこの制度を継続する必要があるのかも、他市、他団体との状況、整合性も取って精査をしていただきたい。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後です。環境センター 費の光熱水費です。ほぼ電気代と。まさ に光熱水費の高騰が、市としても、目に 見えた形でこのように上がっていると理 解をいたしました。これについては、当 然必要な経費ということで了解です。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩) (午前11時30分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。議案第53号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 せっかくですので、質 問させていただきます。

まず、6ページ歳入の一般被保険者国 民健康保険料が減額補正をされていま す。2,560万2,000円です。こ れは、どういう原因なのか説明いただき たい。

8ページの一般被保険者医療給付費分の財源内訳が、その他の財源から一般財源に振り替えられています。これについてもご説明いただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 答弁をお願いしま す。

谷内田部参事。

○谷内田保健福祉部参事 まず1番目の 保険料の減額についてでございます。

今回、国民健康保険特別会計の補正予算の大きな理由といたしましては、保険料軽減額が確定したと、これに伴いまして保険料、それから一般会計からの繰入金等、その他国府の補助金等を確定させているという内容になっておりますが、先ほど申し上げました保険料軽減の額が決定したことによって、保険料が当初からに比べて減額になる見込みというものになっております。

続きまして、8ページの財源の関係で ございます。

財源につきましては、歳出は変わっておりませんが、財源のみの補正ということでございますけれども、これも先ほど申し上げました保険料の軽減額がふえて、その分、一般会計からの繰入金等が増えているということで、その他特定財源の減額分につきましては保険料、それから一般財源につきましては一般会計からの繰入金が増えているということで、こういう財源構成になったものでございます。

以上です。

- ○藤浦雅彦委員 よく分かりました。
- ○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

増永委員。

○増永和起委員 保険基盤が確定したということでございます。摂津市の決算は、先日行ったわけです。この国保は、

都道府県化ということになってから、大阪府が国保体制の大本を管理するということです。大阪府の決算もそろそろ出たというお話ですので、大阪府の決算がどうなっているか、また、2021年度だけでは分かりにくいので、2020年度の大阪府の国保財政、決算が黒字であるとか、赤字であるとか、基金が増えたのか、減ったのかとか、その辺のことについても教えていただきたい。

- ○香川良平委員長 谷内田部参事。
- ○谷内田保健福祉部参事 国民健康保険制度全体のお話ということで、府の決算状況、市にもかなり影響はしてきますので、そのあたりについてこちらで把握している状況をご説明させていただきたいと思います。

令和2年度の大阪府の国民健康保険特別会計の実質収支は、257億5,600万円ほどの黒字であったと確認いたしております。その後、令和3年度の決算においては、実質収支が192億1,800万円ほどとなっておりましたので、大阪府の国保特会も黒字であったんでで、大阪府の国保特会も黒字であったんですけれども、令和2年度収支の黒字額が192億ということでございましたので、単年度収支としては50億円ほどの赤字であったというふうに大阪府からも説明を受けております。

なお、基金につきましては、令和2年度末の基金の現在高が134億円ほどと、その後、令和3年度については143億9,000万円ということで、基金の現在高としては9億6,000万円ほど増になっていると伺っております。

なお、令和3年度の黒字額としては1 92億円ございますけれども、このう ち、制度上の問題として前期高齢者支援 金の精算が毎年ございます。この精算で 117億円ほど必要であると聞いており ます。そのほか、基金への復元、それか ら、会計検査において指摘された返還金 等、そういったもので23億円ほどござ いますので、実質的な黒字額としては5 2億円にとどまるという説明も大阪府か ら受けておる次第です。

なお、この52億円も令和4年度、今年度の普通交付金の交付額の財源がかなり足りない状況であるということで、この52億円も今年度のそういった赤字補填といいますか、財源不足に活用していきたいという説明を受けたところでございます。

以上です。

- ○香川良平委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 令和2年度の黒字額が257億円だけれども、そのときもこれは後々精算せなあかんお金がたくさんありますので、黒字額は大きいですけれども大変な状況なんですわみたいな説明を受けたと思うんです、大阪府はそう言うてはりますと。しかし、令和3年度の決算を見ると、確かに黒字額は減ってますけれども、基金を積み増ししているということは、積めるだけの余裕があるということです。

今、お話を聞きました。この後にいろいる精算がありますけれども、実質黒字で52億円まだ残っていると、それ以外にも9億円を基金に積みましたと、大変潤った財政なんじゃないかなと思います。来年度は危ないですねんみたいな話は毎年のように聞いています。摂津市の決算のときにも、国保料はどんどん引き上がるけれども、黒字が続いて基金がい

っぱい積み上がっていっているじゃないかというお話をさせていただきました。 大阪府の大本の財政を見ても、結局基金が積み上がる、こういうことが続いているんです。

国保の保険料は毎年毎年、市町村みんな値上げが行われており、市民に、黒字なのに、基金が積み上がるのに値上げをしなくてはいけないことに対しての説明がつかないという悲鳴が、市町村から上がっています。大阪府が、自分ところも黒字の基金を積み上げ、これに対して対応をしないのは、本当に問題だと思うんです。

大阪府が保険料を引き下げますと出せば、市町村は引き下げることが可能なわけでしょう。やっぱりそこら辺はきちっと大阪府にものを言っていただいて、来年度の保険料はぜひ引き下げてほしい。大阪府が言うことを聞かんかっても、引き下げてください。摂津市としての自主的な金額を、まだ国保運営方針の中でも決められる年度のはずです。

それと、何度も言うてますように、運営方針の見直しが来年度に行われると思うんです。このスケジュールなどは示されているのかどうかお尋ねします。

- ○香川良平委員長 谷内田部参事。
- ○谷内田保健福祉部参事 国保運営方針 のスケジュールでございますけれども、 決算委員会の際にも、その時点でのスケ ジュールということでご説明申し上げま したけれども、あれ以降、スケジュール の変更等については府から伺っていない 状況ですので、前回お話しさせていただ いたスケジュールで進んでいくものであ ると今のところは思っております。

以上です。

- ○香川良平委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 もうちょっと細かいものを出してもらわないと、どういう形で上げていくのか、北摂ブロックとか、それぞれいろんなブロックでのお話合いとかもあると思います。そこはしっかり聞いてもらって、いついつまでにどんなことをみんなで話し合っとかないかんとか、摂津市として意見を言うために考えとかなあかんとか、そういうこともぜひ行っていただきたい。

運営方針を新たにつくるということですから、前と同じように、2024年度からに、2024年度からに、2024年度からにできたができた。 第一化で今の運営方針はなってというではなっている。 でいるでは、からにして、からにして、からにして、からにして、が増えているというででは、でいっては、でいっては、でいっては、でいっては、でいっては、でいっていただきにいって、お願いいただきにいって、お願いいただきに、要望とします。要望とします。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

引き続き、議案第55号の審査を行い ます。

本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 6ページの歳入で、特別徴収保険料が259万1,000円の

減額、また、普通徴収保険料が5,22 2万3,000円増額されています。こ の背景、要因についてご説明をお願いし ます。

- ○香川良平委員長 谷内田部参事。
- ○谷内田保健福祉部参事 保険料につい てのご質問にお答えいたします。

保険料につきましては、当初予算でそれぞれ特別徴収分と普通徴収分ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては広域連合からの資料を基に推計し、当初予算を計上させていただいております。その後、直近の実績を踏まえまして、この令和3年度の最終的な保険料、これぐらいになるであろうという推計をし直しまして、その差額を今回は補正予算として計上させていただいております。

特別徴収と普通徴収とに分かれておりまして、普通徴収は、加入当初はどうしても普通徴収という方法で徴収させていただきますので、最近の加入者の増を反映しての増額となっております。特別徴収につきましても、当初見込んでおった加入者数ほどはいってないということで、この特別徴収は減額とさせていただいている次第です。

以上です。

- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 よく分かったんですけど、普通徴収が一定期間、特別徴収に切り替わるまでの間は普通徴収になる見込みが、大阪府から言われているよりも多くなったでよろしいんですか。これは年金が少ない等で普通徴収になるケースもあると思うんです。それが一定よりも増えたということではなく、一定の移行期間の人が増えたという単純なことでいい

んですか。

- ○香川良平委員長 谷内田部参事。
- ○谷内田保健福祉部参事 委員がおっしゃるように、年金の収入が一定額以上ございませんと、特別徴収ができないという制度となっております。そういった方もおられますが、やはり今回の分につきましては、加入者数が増えて普通徴収の人が増えた部分が大きいのではないかなと。一方で、特別徴収だった人が資格の変更とか、住所変更などで資格を失われて、減ったという要因が大きいのかなと分析している状況です。

以上です。

- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 団塊世代の人がいよいよ75歳に上がってこられていることで、これは予測できる範囲だったと思います。大阪府がしっかり予測できていなかったと聞き取れましたけれども、そういうことにしておいて理解しました。 ○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩) (午前11時47分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。議案第54号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質 疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○香川良平委員長 再開いたします。議案第62号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

南野委員。

- ○南野直司委員 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件ということです。今回、市外の方に係る斎場の使用料の額を改定するということで、市外の方が使用した場合、大幅に金額が上がります。大人の方が4万5,000円、12歳未満の方が4万5,000円、12歳未満の方が4万500円から6万7,500円、死産児で9,000円から1万5,000円、身体の一部が4,500円から7,500円であります。まずは、掌握されている部分で、大阪府の現状の状態、金額、設定と、北摂地域でお聞きしたい。
- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 1回目の質問にお答え させていただきます。

大阪府内の料金体系につきましては、 正直、地域によって非常にばらつきがご ざいます。市外者料金でいいますと、一 番安価なところで3万円から一番高いと ころでは12万円となっております。

その中で、北摂地域につきましては、 豊能地区と三島地区でいいますと、一番 安いところが現状3万6,000円、一 番高いところが6万1,100円となっ ております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 分かりました。摂津市 の斎場、炉を運転していただいておりま す。故障する事態になることもあるでし ょうし、そういった場合、やはり近隣の

高槻市、茨木市であったり、吹田市、大阪市が近いです。南別府町に斎場がありますので、そういうところになると思います。その辺はしっかり見据えながら料金体系を、広域連携といいますか、しっかり取っていただきたいと思うんです。大阪市、吹田市であったり、何かお互いの緊急事態の場合の連携は普段からあるのかどうか、その辺だけお聞かせいただきたい。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 2回目のご質問にお答 えさせていただきます。

摂津市の斎場が故障や大規模修繕等で 使えなくなった場合、当然に近隣の市町 村の炉をお貸しいただくことはございま すので、今までも近隣、吹田市、茨木 市、高槻市等の炉をお借りすることはご ざいます。また、逆に他市の炉が故障し たとか、修繕の場合に、摂津市の炉を使 われることもございます。それについて 何か取り決めがあるとか、そういったわ けではございません。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 南野委員。
- ○南野直司委員 分かりました。緊急の場合、市民の方に負担ができる限りないように、日頃からいろいろ考えながら運営していただきたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これは決算のときにも 述べていました。この引上げになった理 由、要因はあったと思います。まず要因 を聞いておきます。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 今回、条例改正をさせていただいた要因ですが、例年、冬場に市外者の利用が非常に多いことがございました。ところが、今年は夏場、8月、9月に市外者の利用が非常に増えた状況がございました。それによって、市民の方の予約が非常に取りづらくなっている状況がございましたので、このタイミングで上程をさせていただいた次第になっております。

また、条例改正だけではなくて、1日5枠の火葬の時間帯がございますが、そのうち2枠を今現在、市内者専用枠として取り扱っております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 市外からの申請が増えたということです。具体的に淀川の向こう側の区域では、斎場使用料10万円であると聞いているんです。こちらからいすると聞いているとです。ととなってあるとに流れてきていると指摘だれていました。おっしゃるように予約だけ取って、それができないように指導されたということです。今はとおけるからできないます。やはり金額差もあって、ないます。やはり金額差もあって、ないます。ではり金額差もあって、ないます。ではり金額差もあって、ながあります。

10万円ではなく7万5,000円に された根拠についてお示しいただきた い。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 2回目のご質問にお答 えさせていただきます。

今回、7万5,000円という料金設

定をさせていただいた背景ですが、先ほど申し上げましたように、淀川対岸の北河内地域の市外料金は非常に高い設定になっていますが、一方で、豊能地区や三島地区、こちらの北摂エリアの市外者料金の設定は、一番高いところで6万1,100円となっております。

今回、10万円、または12万円まで 市外者料金を上げてしまうと、エリア内 のバランスを崩してしまうと。先ほど申 し上げましたように、摂津市の炉が故障 や大規模修繕をするときに、近隣の炉を お貸しいただく事態も当然発生するわけ でございます。そういったことも踏まえ て、地域の料金体系をあまり逸脱するの は、こちらとしても望んではおりません ので、今回の7万5,000円という設 定をさせていただいております。

また、大阪府全体で市内者と市外者の料金差の平均を調べますと、現状4.8倍となっております。それも踏まえて、今回5倍という料金設定をさせていただきました。

以上でございます。

○香川良平委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 これは一応是としたいと思います。今後、状況をよく見ていただいて、北河内からするとうちはすぐ隣になるので、そういう意味では利用しやすいという意見もあると思います。だから、よく状況を見ながら、また北摂各りもよく話し合いをしていただき、ともよく話し合いやすいように、使うともに本当に使えるようにしていただきたいことを申し添えておきます。要望です。○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

〇森西正委員 この件に関しては、以前 からずっと要望し、上げるべきだと質問 させていただいていました。ようやくれど も、私もこの金額を見て、もう少し金額 を上げても良かったんではないかと思う んです。近隣の市が故障等で摂津市にというのであれば、それは仕方がなり と思うんですけれども、平素日々、自分 の市よりも摂津市の市外料金が多少プラスであったら、摂津市にということで進められていたのが今まであったと思うんです。

例えば大阪市の東淀川であれば、長柄 まで行くまでに時間がかかる。それであ れば、多少遺族にプラスになっても、葬 儀屋が払うのではないので、遺族が結局 払うので、多少プラスになってでも別府 を使ったほうが早いとか。北河内であっ たら、飯盛まで行くのに時間がかかるの で、橋を渡って摂津別府に来たら時間的 には短くて済むということがあって、摂 津の別府斎場を使われていたと聞いてお ります。その市の斎場にトラブルがあっ て使うのであれば、これは仕方がないと 思うんです。平素使われるということで あれば、そこは高くても別に別府の斎場 を使ってもいいですよというのであれ ば、そういうほうがいいと思うんです。 このぐらいだったら出してもいいような ぐらいの金額では、一旦これを上げられ て状況がどうなるかを見て、今後、もし 変化がなかったり、そういう声があれ ば、また改めて考えを持つべきだと思い ます。

私は、大阪府下の上まで金額を上げて もいいのかなと思います。今回はこれは 是とさせてもらいますけれども、そこの 状況は今後、見るべきと思いますので、 意見と要望とさせていただきます。よろ しくお願いします。

○香川良平委員長 ほかにございます か。

増永委員。

○増永和起委員 このお話は、摂津市民 の方が利用できにくい状況があるという ことが出発点だったと思います。それ と、もう今はなくなった話ですけれど も、業者がどんどん押さえていって、結 局キャンセルになってもそこへ市民の方 が入られないとか、だから、使わない時 間ができてくると思うんです。そういう ことになってきた問題があったと思うん です。高齢化がこれから進んでいきます ので、亡くなられる方もふえていくのが 自然な流れやと思うんです。

他市の方によって摂津市民が利用でき ない状況が本当に改善するのかどうなの か。それでもあふれるときには、摂津の 方もよそへ行ってということになり得る わけです。でも、他市が同じように、よ そから来えへんように引上げやいうてや ったら、非常に高い金額がどこもなっ て、本当にあぶれてしまったとか、いろ んな事情がある方は、大きな負担が生じ てくることになりかねないと思うんで す。

引上げ競争をやって、そういうことが 収まる内容なのか、それとも、亡くなる 方が多い状況に対して、今の炉の状態 を、大阪府下全体を見渡して、それが間 に合わないことに今はなっているのか、 どう考えておられるのかお伺いします。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 ご質問にお答えさせて いただきます。

高齢化社会が進むと死亡者が増加いた します。当然に火葬件数も増加する状況 になります。この状況は、どこの自治体 でも同じ傾向でございまして、地元の火 葬場が埋まっておれば、近隣自治体の火 葬場を利用する流れは今後も変わらない と思っております。

金額を上げることだけで抑制ができる かといえば、必ずしもそうとは思ってお りません。一定の歯止めにはなるとは思 っておりますが、この条例改正と並行し て、先ほども申し上げたように、1日5 枠ある火葬の時間帯のうちの幾つかを市 内者専用枠として運用する、これは状況 次第にはなりますが、そういった方法も 併用しながら取り組んでいきたいと考え ております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 増永委員。
- ○増永和起委員 専用枠をつくっていた だくのは有効と思います。金額引上げで 本当に抑制ができるのかは、先ほどの委 員の方もおっしゃってましたけれども、 しっかり様子を見ていただいて、他市も みんなそろって値上げ競争になっていっ て、でも、実態は火葬する総数が多くな っているからこういうことが起きている んなら、いろんな形の対応を、値上げを するだけではない、炉を増やすのかどう なのかみたいな話がまた出てくるかもし れませんけれども、状況をしっかり見 て、どう動いていくのか確認しながら、 高齢化に向けての対応を長い目でも考え ていっていただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はござい ますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 1点確認です。先ほど 来、市外利用者の増加ということで、具 体的な稼働率に対してのパーセンテー ジ、市外の利用者がどれだけ使われてい るのかを教えていただきたい。

以上です。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 ご質問にお答えさせて いただきます。

市内者と市外者の割合でございますが、令和元年が市内者が85.8%、市外者が14.2%、令和2年度が市内者が79.9%、市外者が20.1%、令和3年度が市内者が73.8%、市外者が20.1%、令和3年度が市内者が73.8%、市外者のと、年々市外者の比率する状況でございます。今年度内書にては、上半期の時点で、一見改もしては、上半期の時点で、一見改もしては、ということで、一見改もしては、ということで、一見改もしているようには映るんですけれどももとを場に市外者の割合は増える傾較しています。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 松本副委員長。
- ○松本暁彦委員 割合については分かり ました。

ちなみに、炉の稼働率はどうでしょうか。マックス100%で運用されているのか、それとも、時期的にタイミングとかで余裕があるのか、その点も教えていただきたい。

- ○香川良平委員長 森口課長。
- ○森口市民課長 炉の稼働状況でございますが、現在は炉の大規模修繕も行っておりますので、大規模修繕を行っている期間は、炉の使用制限を行ってます。そ

のため、全ての炉が使えるわけではございませんが、その修繕期間以外の時期でいいますと、ほぼほぼフル稼働の状況にあります。本来であれば夏場は割と閑散期に当たりますので余裕がある状況ですが、今年度は夏場もフル稼働になっていたと聞いております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 松本副委員長。
- ○松本暁彦委員 現時点でほぼフル稼働で、火葬の状況は、まさに高齢化社会の中で一定まだ増える可能性も十分にあり、市民への影響もまた非常に大きくなるので、このような条例改正ということで理解いたしました。

また、先ほど来、各委員からも要望がありました。状況を見て、これが適正なのか、またさらに工夫が必要なのか、先ほど言われたように市民向けの枠をさらに増やす必要があるのか、しっかりと精査して対応していただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時10分 休憩) (午後1時10分 再開)

○香川良平委員長 休憩前に引き続き再

開をいたします。

議案第61号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 質疑なしと認め、質 疑を終わります。 引き続き、議案第65号の審査を行い ます。

本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 茨木市と摂津市における、ごみ処分事務の委託に関する協議の件であります。

1点だけお聞かせいただきたい。 2ページ、第8条委託事務の管理及び執行については連絡調整を図るため、定例的に連絡会議を開く。ただし臨時に連絡会議を開く場合もあるということです。 現在も茨木市といろいろ委託業者との連携とかしていただいております。 定例的にどれぐらいの頻度で会議を開いておられるのか。 茨木市へ行かれてか、センターでされているのか、詳しい部分を教えていただきたい。

以上です。

- ○香川良平委員長 答弁お願いします。 安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 ご質問にお答え させていただきます。

まず、第8条の連絡会議についてでございます。こちらにつきましては事務を 要託の管理及び執行について連絡調整を 図るためということで、これにつきましては主に予算編成や、決算の時期に連絡 会議を開くという想定をしております。 それと、これまで連携協約を令の中におきまして、定例的に会議を行うというとではしても、定例的に会議を行うというましても、定例的に会議を行うというましても、定例的に会議を行うというまして、方本年3回ぐらいの、3回か4回ですね、これまでやらせていただいたところでごまで会議をさせていただいたところでご

ざいます。

○香川良平委員長 ほかにございます か。

藤浦委員。

- ○藤浦雅彦委員 長年、広域連携の取り 組みをしていただく中で、様々な困難 を、協議しながら乗り越えてこられ、 を、やく来年の4月からということの問題いでいるわけです。今回 の件の中身については、委託費用、協議れば連携協の管理及び執行には、一人の問題をはいます。 の管理及び執行には、一人の問題をはいます。 を、協議をといます。 を、協議をといます。 は、一人の見積もりをはまず。 は、ことになると書かれています。 は、おりまってはどうなっているの は、大きについてはどうなっていくのか、 教えていただきたい。
- ○香川良平委員長 安田部参事。
- 〇安田生活環境部参事 まず費用負担に 関しましては、連携協約に基づき負担す るということで取り組みをさせていただ いております。

まず、連携協約の規定でございますが、費用負担としまして施設整備費に関しまして施設整備費にといまで令和2年から4年にかけて、茨木市の長寿命化工事が行われておられまして、それを100分の40は均等割、100分の60は人口割とで、地方で、現在負担をしているときましているときましているようで、処分に係る経費によります。残りの100分の67をごみ量割と残りの100分の67をごみ量割とりという形で、それぞれ負担を導入することをするによります。いわゆるごみ量割を導入することをは100分の67をごみ量割を導入することをは100分の67をごみ量割とります。いわゆるごみ量割を導入することをは100分の67をごみ量割とります。いわゆるごみ量割を導入することをは200分の67をごみ量割を導入することをは200分の67をごみ量割を導入することをは200分の67をごかります。いわゆるごみ量割を導入することをは200分の67をごかります。いわゆるごみ量割を導入することをは200分の67をごかります。いわりるごかります。

によりまして、今後ごみの減量に取り組むことによりまして、負担が下げられるということになってまいります。

令和5年度につきましては、前年度これまでの実績をもとに、上半期に一旦概算払いという形と最終年度末に精算という形で2回支払うような形を想定しております。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 もう一つの、委託事務 の管理執行に対する費用について、何か 令和5年度から取り決めがもう決まって いるのかについては分かりますか。
- ○香川良平委員長 安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 委託事務の管理 につきましては、先ほどのランニングコ ストということで、100分の33を均 等割、100分の67をごみ量割という のが、管理執行に係る経費の負担となっ ております。
- ○香川良平委員長 藤浦委員。
- ○藤浦雅彦委員 分かりました。今後しっかりと、移行し運営していただきますようにお願いしておきます。

以上です。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

森西委員。

- ○森西正委員 事務の委託に関する協議の件です。委託であれば、全て茨木市にお願いをすることになると思うんです。 その点、摂津から職員の配置をしたりとかは生じてくるのか、生じてこないのか。その点をお聞かせいただきたい。
- ○香川良平委員長 安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 今回の事務の委 託に関しましては、茨木市に焼却処分に

関する事務を委託する形であります。いわゆる、現在、摂津市環境センターでやっているごみの焼却業務を茨木市にお願いするという形で委託をいたします。

お問いの、人の配置につきましては、 これは全てを茨木市の職員でやっていた だく形でありますので、もちろん連絡調 整としての担当はこちらにも置かしては いただきますが、人の派遣ということは いたすことはありませんのでお願いいた します。

- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 今回は事務の委託であります。今後、運用開始するまで、もしくは運用供用開始をしてから、例えば条例を何らか交わしていかなあかんとか、これ以上、議会に何かを上げてという作業は生じてくるのか、その点をお聞かせいただきたい。
- ○香川良平委員長 安田部参事。
- 〇安田生活環境部参事兼環境業務課長 まず、今回茨木市との広域処理に関しま しては、連携協約と事務の委託のこの2 本の地方自治法の規定によってやらせて いただく形になります。

連携協約につきましては、先ほど申しましたように、令和元年に議会に上げさせていただきまして、ご承認いただいたところでございます。

事務の委託に関しましては、連携協約は広域事務として、これからの循環型社会に向けて、両市が役割を分担し合って取り組んでいきましょうという大きな協約という形になります。具体な事務に関しましては、ごみの処分という事務に関しましては、別途事務の委託という形で、茨木市にお願いするという形での、議会への協議の議案となっております。

今後、広域処理に関しましては、議会で何かご承認をいただくということは想定しておりませんが、もちろん今後茨木市の条例のもとに管理、運営、執行していただきますので、そういった変更等があれば、逐次報告はさせていただく形にはなります。

- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 議会にということはな く、例えば事務担レベルで、内規とかの そういう協議とか、双方で進める部分は あるわけですか。
- ○香川良平委員長 安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 今回の規約の第 1 0条のところに協議ということで、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関する必要な事項は甲及び乙の長が協議して定めるということになっております。具体に何かというのは今の時点では想定はしておりませんが、こういった形で情報交換、包括的なものとして規定はされております。
- ○香川良平委員長 森西委員。
- ○森西正委員 また、具体のところをはっきりと結んだときには、また議会にお示しをいただきたい。

以上です。

○香川良平委員長 ほかに質疑ございま すか。

増永委員。

○増永和起委員 この協議の件の、第2 条茨木市環境衛生センターで処分が可能 であるごみということです。適正処理困 難物等及び災害廃棄物を除くとなってお りますが、災害が起きたときなんかに持 っていって燃やすことできないよという ことなのかなと思います。この辺のこと についてのご説明をお願いしたい。それ から焼却施設、今茨木市の溶融炉で様と思れているとになってはいるとは、連携協約はこれからできた。 するですけれど、連携協約はこれかんですがないでは、では、ではではできれた。 するのかが、一旦溶融炉にしたとしたがでいる。 ではでは、ではいるではではではではできないでは間いではできます。 もないではではではではではできます。 ではできないのがではがあって燃かができます。 で表するとで、できないのができないで、できないの気になるところです。

もう一つ、同じ視点です。環境問題が 世界的に非常に重要になってきている中 で、そういう環境に関わって、茨木市と 協議をしていく。ごみの焼却について、 そういうことも先ほど連絡会議があって 予算決算では話をするんですというお話 でした。そこで予算決算の中身だけでは なく、環境問題としてどうなのかについ ても話し合われるような関係性を持って いかれるのかお聞きしたい。

細かい話ですけれども、いろいろ費用 負担、割合出されたと思うんです。茨木 市は溶融炉で最後スラグにしたり、いろ んなことで、販売、利用するなりされる と思います。また売電、そのエネルギー を使ってエネルギーの活用もするし、売 電も言われていたと思うんです。茨木市 にそういう収入は全部入ると思うんです けれども、そういうことも換算した中で の摂津市の費用負担なのか教えていただ きたい。

以上です。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 ご質問にお答え させていただきます。

まず、災害の場合についてでございますが、災害廃棄物については、災害時でも発生する家庭のごみですね、そういった生活ごみについては茨木市で処理していただく形になります。しかしながら災害時がれきなど、大量に発生するようなものにつきましては、これは別途大阪府産業資源循環協会など、民間委託し処理することになると想定をしております。大阪北部地震の際も、民間業者にお願いしたところでございます。

続いて、茨木市への意見ということで ございます。

先ほどの森西委員のご質問にも少し重複する部分はあるんですが、事務の委託につきましては、地方自治法に基づら管理執行を他の自治体に委ねるものでござの自治体に委ねるものでござった。法令上、受託者である茨木市のります。と、事務を知ますようには連絡では、規約第8条にありますようには連絡を開まるため、定例的に連絡会議を開まるため、定例的に連絡会議を開くしております。こちらについる事務の委託には想定はしております。

また、もう一方で、令和元年に締結しました連携協約におきましても、それぞれが担う役割に基づき連携する取り組みに関して、連絡調整、情報交換または意見交換を行うため定例的に協議を行うものとしており、事務の委託以外の部分につきましてはこういった連携協約のところでお話はさせていただく形になると思

います。環境問題に関しましても、連携協約につきましては、やはりその名称としまして、茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に関わる連携協約という名称となっておりますので、当然ながら循環型社会というのは両市で目指すべき取り組みとはなっております。

以上でございます。

○香川良平委員長 答弁は終わりです か

環境問題と収入について。安田部参 事。

○安田生活環境部参事 環境問題につきましては、先ほどの循環型社会のことです。

収入についてでございますが、スラグや売電の収入などの収入でございます。 先ほどの藤浦委員のご質問にお答えさせていただいた中で、廃棄物の処分に要する経費は100分の33を均等割、100分の67をごみ量割という形で負担する形にはなっております。この負担にはなっております。この負担にはなく、収入、そういった手数料収入とか、売電収入、こういったものを差し引いた後、この割合でそれぞれが負担するという形で茨木市とは協議をしているところでございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 災害時などは今と同じような対応をというお話だったと思います。大規模な災害が起きたときなどは、 茨木市とこの炉にも影響がある可能性もありますし、またそこら辺は様々災害が起きてからでは遅いので、事前にいろんな対策なり考えておいていただきたいので、よろしくお願いします。

今回の事務の委託に関する協議だけで

はなく、連携協定で環境問題、焼却施設の今後、そういったことはやっていくというお話でした。しっかりそこも話をしながら、環境問題についても一緒に進めていく、表紙に書いてあるという話だけで終わらないようにしていただきたいので、お願いいたします。

費用負担は、理解しました。分かりました。

私からは以上です。

○香川良平委員長 ほかにございます か。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 幾つか確認をします。

まずは、連携協約の第5条規定による 事務の委託についての必要な事項を定め るで理解をいたしております。その中で 第3条、甲の条例及び規則その他の規定 の定めるところによるものとするは、費 用負担の具体的な手数料等の話だと思う んです。これについて令和5年度4月以 降、規則等で摂津市と茨木市はどのよう な話し合いが行われたのか、確認をした いと思います。

そしてもう一つ、第5条で委託事務の 管理及び執行に伴い徴収した収入は甲の 収入、つまり茨木市の収入とするとなっ ております。この点これは手数料等です かね、そこ確認をしたいと思います。 2 点です。

以上です。

- ○香川良平委員長 安田部参事。
- ○安田生活環境部参事 まず、第3条の 管理及び執行の方法でございますが、法 の規定によりまして、委託した事務の範 囲でその権限を本市は失う形になります が、受託市は、茨木市ですね、受託した 範囲で自己の処理する権限を有する形に

はなります。受託市である茨木市の条例 が適用となるため、こちらは規定した形 となってまいります。これにつきまして は、もう茨木市も地方自治法の事務の委 託という、この趣旨に基づいて管理及び 執行については行っていただくという形 にはなります。

続きまして、第5条の収入の帰属とい うことで、委託事務の管理及び執行に伴 い徴収した収入は乙の収入ということで 茨木市の収入にはなってまいります。具 体に申しますと、処分手数料、また先ほ ど増永委員のところでお話がありました ように、スラグなり鉄、こういったもの の売買収入。こういったものが茨木市の 収入にはなってまいります。しかしなが ら、先ほども申しましたとおり、負担す るに当たってはそういった収入は差し引 いての調整となってまいります。あくま で茨木市にお願いする業務につきまして は、ごみの焼却処分となりますことか ら、焼却に関する処分手数料は茨木市の 条例に基づき、茨木市の収入となりま す。収集運搬、臨時ごみなどの収集運搬 を伴うものに関しましては、本市の条例 のもと手数料を徴収させていただく形に なりますので、収入については本市の収 入という形になります。

以上でございます。

- ○香川良平委員長 松本副委員長。
- ○松本暁彦委員 焼却に関するところは 全て茨木市ということで、手数料を取る のは茨木市の規則、その他の規定によっ て定めるという理解をいたしました。

広域連携そのものについては、摂津市の財政的な負担を軽減するとともに、市 民のサービス向上につながるものとして 進めてきておられると思います。これに ついては奥村副市長もすごく尽力された と認識をしております。一つ懸念があり まして、茨木市がいろいろ定めていく中 で、来年の4月から手数料が少し上がる お話をお聞きしております。手数料が上 がる中で、やはり市民サービスの向上で 進めている中、逆に事業者等の負担がま た増えることについては、少しタイミン グ的になかなか難しいと正直思っており ます。議会としても市民の皆さんには広 域連携することによって、市の財政が軽 減され、そしてさらなるサービス向上に 努めることが大きな目標です。それぞれ の各委員、そして市民に向けて周知をし ている中で、手数料が茨木市の規則で上 がっていってしまって、逆に広域連携し た瞬間に事業者負担、あるいは持ち込み 料が増えてしまって、不便になっている のではないかとこの規約で少し懸念をい たしております。その中で市として、激 変緩和といいますか、そういう対応もぜ ひ検討していただきたい。これについて は要望とさせていただきます。広域連携 に向けて着実に進めているものとしてよ しとさせていただきます。

以上です。

○香川良平委員長 全部要望ですね。以上で、質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後1時37分 休憩) (午後1時38分 再開)

○香川良平委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 討論なしと認め、採 決します。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○香川良平委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。 (午後1時39分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香川 良平

民生常任委員 増永 和起